

国際税務研究会への委員参加の誘い

<概要>

日本機械輸出組合
国際税務研究会

1. 国際税務研究会の目的と新規委員の募集について

当組合の国際税務研究会は、国際税務政策及び租税条約に関する政府当局への提言、海外主要国・地域の最新税制への対応、情報提供等により、我が国機械輸出関連企業における国際展開を税務面から支援することを目的としています。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症を契機にオンラインを活用した会合が社会的に一般化し、現在、当組合の委員会・セミナー等の会合はハイブリッド形式（オンライン、対面の併用）で開催しています。これにより、当組合への来局の必要がなくなり、また、首都圏外に本社・事業所等を置く会員企業関係者もオンラインで会合に参加することが可能となりました。

会議インフラの整備など物理的な環境変化により会合への参加が容易になったこと、また、会員企業の国際税務への対応強化に資するため、国際税務研究会の新規委員を募集しています。現在、当研究会には、委員会社26社より参加を頂いております。

2. 日本企業における国際税務対策強化の必要性について

近時、グローバルに事業を展開する日本企業にとって、国際的な事業環境における制度やルール整備の重要性が増しています。

国際課税の分野においても例外ではなく、長年にわたってOECD等を中心にBEPSプロジェクトとして、新たな国際課税のルール作りが行われてきました。現在、それに基づいて、各国国内法への導入と執行が進められています。また、日本企業の進出先国の税制への対応も重要な課題となっています。

このため、国際税務研究会では、国際課税ルールの制度設計と各国における法制化の動きや、海外主要国・地域の最新税制の動向、さらに移転価格税制や外国子会社合算税制など国際税務をめぐる課題や対応策の検討を行っています。また、当研究会では、毎年、我が国機械産業の海外事業活動の円滑化や国際税務実務の合理化・適正化等に資するため、国際課税制度に係る税制改正要望を取りまとめ、日本政府に具申しています。

3. 国際税務研究会への参加方法

当研究会に委員として参加を希望される場合は、当組合事務局までご連絡ください（委員参加資格があるのは、組合員企業になります）。

【連絡先・問い合わせ先】

日本機械輸出組合 貿易関連制度グループ 担当：長岡

TEL：03-3431-9230 E-mail：nagaoka@jmcti.or.jp